

# 【 北 茨 城 市 】

平成29年5月1日現在

## 北茨城市地域交通利用券（高齢者タクシー券）

事業開始：平成24年7月～

### 事業内容

#### ○目的

自動車やバイクの運転免許がなく、バスやタクシーなどを使わなければ通院などに出かけることが出来ない方のための事業である。また、高齢により自動車の運転が困難で、運転に不安を感じるドライバーの運転免許証の返納を後押しするため作られた。

#### ○利用券について

- ・1人1回につき630円を助成するが、最低100円の負担が必要
- ・利用券は本人のみ利用できる
- ・月に4回まで利用できる
- ・金券のため、再発行は不可

### 支援の条件、対象者等

以下条件のいずれにも該当する者

- (1) 市内に住所を有し、かつ、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 運転免許証の交付を受けていない、もしくは返納した者
- (3) 65歳以上の者
- (4) 市税等の滞納がない者

### 問い合わせ先・ホームページURL

北茨城市役所市民福祉部まちづくり協働課  
☎0293-43-1111(代)

<http://www.city.kitaibaraki.lg.jp/docs/2015031900036/>